

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病 031
- (2) 調達件名及び数量 植込み型補助人工心臓 EVAHEART (株)パナソニック技術研究所製 1式 の保守業務
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
ただし、本業務に係る診療報酬の算定方法に変更がない場合は、契約期間を令和8年3月31日まで延長できるものとする。
- (4) 作業実施場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年3月25日(月) 17:00

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：医病 031

調達件名：植込み型補助人工心臓 EVAHEART (株)メディカル技術研究所製 1 式 の保守業務

見積金額 (一式あたり月額) 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 植込み型補助人工心臓 EVAHEART (株)サンメディカル技術研究所製 1式 の保守業務

請負代金額 1式当たり月額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 竹原 徹郎と受注者 との間において、上記請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙5「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、本業務に係る診療報酬の算定方法に変更がない場合は、契約期間を令和8年3月31日まで延長できるものとする。

第6条 請負代金は、毎月支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 業務の実施期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、1式毎に次の算出式により金額を算定するものとする。

1式当たり月額(税込)

$$\frac{\text{1式当たり月額(税込)}}{\text{当月の歴日数}} \times \text{当月の業務の実施日数} = \text{当月分の請負代金額}$$

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 竹原 徹郎

受注者

仕 様 書

請負の表示:植込み型補助人工心臓 EVAHEART (株)サンメディカル技術研究所製 1式 の保守業務

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. 発注者は、保守業務の開始にあたり、別紙2「保守(開始・中止)届出書」を受注者に送付するものとする。なお、中止の場合も同様とする。
3. この契約は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
4. 請負代金は、作業完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
5. 保守業務を実施する際に疑義が生じた場合は、その都度、大阪大学医学部附属病院(以下「本院」という。)職員と協議して円滑に処理するものとする。
6. その他詳細については、本院職員と受注者の協議により行うものとする。

I. 請負の概要

植込み型補助人工心臓 EVAHEART (株)サンメディカル技術研究所製 1式(以下「本装置」という。)を使用する患者(以下「使用者」という。)の安全性の確保のため、必要な物品の納品及び貸出等、本装置の保守業務を行うものである。

II. 請負の期間

請負期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、本業務に係る診療報酬の算定方法に変更がない場合は、契約期間を令和8年3月31日まで延長できるものとする。

III. 保守業務内容

(1)物品提供業務

受注者は、発注者の依頼により、別紙3「提供物品一覧表」に記載された物品(以下「物品」という。)を、年間最大提供数の範囲内で、発注者の指示する場所に納品するものとする。発注者又は使用者の瑕疵により発生した本装置及び物品の不具合、またはメーカーが規定する通常保証期間終了後であっても、同様とする。

(2)随時保守点検業務

本装置に障害や故障が生じた場合、メーカーは「サービスセンター」で連絡を受け付け必要な電話によるサポートを行うものとする。更に現地作業(不定期の点検、故障修理・交換作業等)が必要な場合は、可能な限り迅速に代替機の手配、修理または新しい物品の提供を行い、本装置の修復に努める。

(3)レンタル品貸出業務

受注者は、発注者の依頼により、別紙4「レンタル品一覧表」に記載されたレンタル品(以下「レンタル品」という。)を、最大提供数の範囲内で、発注者または使用者にレンタルするものとする。

(4)ソフトウェア更新業務

コントローラ及びレンタル品である外部モニタについて、メーカーにより新しいソフトウェアがリリースされた際に、更新を行うものとする。

(5)各種トレーニング業務

受注者は、発注者の依頼により、メーカーの規定に則り機器操作トレーニング、導入トレーニング、及び本装置にかかる新製品発売時に必要なトレーニング等を提供するものとする。

IV. 保守業務の実施時間帯

(1)「Ⅲ. 保守業務内容」(2)記載のものを除く業務

月曜日から金曜日まで：8時30分～17時15分

(国民の祝日、及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

ただし、発注者からの依頼があった場合は、協議の上、上記以外の時間帯に業務を行うものとする。

(2)随時保守点検業務

緊急時の対応として、受注者は夜間、土日祝日にかかわらず常時24時間サービス体制を施行するものとする。

V. 費用の負担

(1)受注者は、次の(2)・(3)に記載のものを除き、随時保守点検作業費、交換部品費、物品提供に要する費用、レンタル品提供に要する費用、ソフトウェア更新に要する費用、各種トレーニング業務に要する費用、代替機の貸し出し費用、輸送に関する費用、及び諸経費等を負担する。

(2)以下の場合、この契約に含まれないものとし、別途発注者の負担によるものとする。

ア)「Ⅲ. 保守業務内容」(1)に記載の年間最大提供数を上回る物品の提供の場合。

イ)物品が保険償還される場合。

ウ)「Ⅲ. 保守業務内容」(5)に際し発生する、本院職員の交通費及び宿泊費等。

(3)本装置の不具合等の原因が以下に該当する場合はこの契約に含まれないものとし、発注者が受注者に対して各種メンテナンスサービスの提供を希望する場合は、別途発注者の負担によるものとする。

ア)取扱説明書に規定された使用範囲外の目的や環境で使用した場合。

イ)取扱説明書に規定された使用方法を遵守せずに使用した場合。

ウ)火災、水害、地震、落雷などの天災地変によって生じた不具合または損傷である場合。

エ)受注者指定以外の第三者による本装置の改造等の作業により発生した不具合または損傷である場合。

VI. 守秘義務

(1)発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密(以下「秘密情報」という。)並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報(以下「個人情報」という。)を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示、遺漏せず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、開示時点に公になった情報は秘密情報から除くものとする。

(2)発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書、その他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用、公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。

(3)発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報について、相手方から要求があった場合及びこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。

令和 年 月 日

御中

国立大学法人大阪大学
医学部附属病院

部署名：

担当者：

⑩

保守（開始・中止）届出書

1. 保守開始機器

項	機器シリアル番号	使用開始日	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

2. 保守中止機器

項	機器シリアル番号	保守中止日	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

提供物品一覧表

No.	品名	規格		1年間・1患者 あたりの年間 最大提供数 (単位:式)	備考
		C01シリーズ	C02シリーズ		
1	コントローラ	CT11	CT210	2	使用開始後2年経過毎に交換。
2	コントローラ接続キット	CT20	CT220	2	
3	バッテリー	BT10	BT210	12	駆動時間が3時間以下となった場合交換。
4	非常用バッテリー	CT50	CT230	4	使用開始後6ヶ月経過毎に交換。
5	バックアップコントローラ	CT60	CT240	2	
6	AC/DCアダプタ	AA21	AA210	4	
7	充電器	CH21	CH210	4	
8	クールシールユニット	CS10	CS210	4	
9	クールシール流路洗浄キット (5個/箱)	CS20	CS220	6	
10	キャリングバック	PS11	PS210	2	
11	ポンプケーブルカバー	PS80/PS82	PS280/PS281	4	PS80・PS280は170cm、 PS82・PS281は190cm。
12	アウターストラップ	PS31XS~XL		12	
13	チューブ固定バリア (5個/箱)	9781		48	
14	カーアダプタ	CA11	-	2	
15	リベット (50個/袋)	CT30	-	4	
16	封印シール (50枚/袋)	CT40	-	4	
17	リベットツール	PS70	-	2	
18	シャワーバック	PS20	-	2	
19	オペレータキー	-	CT250	1	
20	ナースコールケーブル	-	EM230	1	
21	血液ポンプ	-	BP210	1	
22	インフローカニューレ	-	GU30	1	
23	アウトフローグラフト	-	GU20	1	
24	パンチャ	-	SS21	1	

※新製品が発売された場合に、使用上問題が生じない範囲で、規格を変更し提供することができるものとする。

レンタル品一覧表

No.	品名	規格		1患者あたりの 最大提供数 (単位:式)	備考
		C01シリーズ	C02シリーズ		
1	外部モニタ	EM10	EM210	1	
2	外部モニタ接続ケーブル	EM21	EM220	1	
3	フライトカバー	PS60	-	1	

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。